

東大阪市緊急小口生活資金貸付基金条例を廃止する条例制定の件

東大阪市緊急小口生活資金貸付基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

東大阪市長 野田 義和

東大阪市緊急小口生活資金貸付基金条例を廃止する条例

東大阪市緊急小口生活資金貸付基金条例（昭和51年東大阪市条例第39号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に貸付けを行ったこの条例による廃止前の東大阪市緊急小口生活資金貸付基金条例の規定による貸付金の償還については、なお従前の例による。